

堺感対 第 5839 号  
令和 6 年 3 月 22 日

各 位

堺 市 保 健 所 長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症にかかる令和 6 年 4 月 1 日以降の対応について (通知)

平素は、本市の保健衛生行政の各般にわたり、多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて下記のとおり通知いたします。

記

- 1 令和 6 年 4 月 1 日以降の変更点について・・・別紙 1  
※ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合に必要とされる報告書は、これまで  
新型コロナ専用の様式でしたが、他の感染症と同様の様式に統一いたします。
- 2 就業制限の考え方・・・別紙 2
- 3 感染拡大防止への備え等について・・・別紙 3

※上記 2～3 については、令和 5 年 9 月 29 日付け堺市保健所長通知堺感対第 3399 号に添付した資料を再掲したものです (令和 6 年 4 月 1 日以降の取扱いに変更はありません)。

【問合せ先】

堺市健康福祉局 保健所 感染症対策課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
(TEL) 072-222-9933  
(FAX) 072-222-9876  
(E-mail) [kantai@city.sakai.lg.jp](mailto:kantai@city.sakai.lg.jp)